

東浦町学校体育施設の開放に関する運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町学校体育施設の開放に関する条例(昭和51年8月条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な運営事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 利用者は、条例第6条に定める者であって、傷害保険に加入しているものとする。

(登録)

第3条 開放施設を利用しようとする団体(以下「利用団体」という。)は、教育委員会に登録しなければならない。

2 利用団体は、登録は1年度単位とし、毎年3月末日までに次年度の登録をするものとする。

3 利用団体は、登録に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 開放施設利用団体登録申請書(様式1)
- (2) 開放施設利用団体登録者名簿(様式2)
- (3) 開放施設利用団体登録者変更届(様式3)
- (4) 傷害保険証の写し

(許可)

第4条 教育委員会は、期日までに提出のあった前条第3項に定める書類を審査し、適当と認める者に対して開放施設登録証(様式5)を発行するものとする。

2 登録証の有効期間は、交付した日から当該年度の3月31日までとし、登録した施設でのみ有効とする。

(利用の手続)

第5条 開放施設を利用する団体(夜間照明施設の利用を除く。)は、開放施設利用計画書(様式6)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は内容を審査し、利用団体に開放施設許可書(様式7)を交付するものとする。

(夜間照明利用の手続)

第6条 夜間照明施設の利用団体は、次に定める場所で中学校夜間照明施設利用許可申請書(様式8)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 北部中学校は町体育館
- (2) 西部中学校は西部ふれあいセンター

2 教育委員会は、夜間照明施設の利用を許可したときは、利用許可書を利用団体に交付するものとする。

(利用日及び利用時間)

第7条 開放施設の利用及び利用時間は、学校の許可を原則としながら、以下に定める範囲内とする。

- (1) 利用日 毎年1月4日から12月28日まで。ただし、役場の閉庁日は除く。

(2) 利用時間

屋内運動施設

土曜日、日曜日及び祝日の場合 午前9時から午後9時30分まで

土曜日、日曜日及び祝日以外の場合 午後5時30分から午後9時30分まで

運動場

土曜日、日曜日及び祝日の場合 午前5時から午後9時30分まで

土曜日、日曜日及び祝日以外の場合 午後5時30分から午後9時30分まで

(利用許可の条件)

第8条 利用団体は次に定める条件を遵守しなければならない。

(1) 利用者が故意又は過失によって施設、設備を破損又は滅失したときは、損害賠償をすること。

(2) 利用の権利譲渡の禁止

(3) 利用施設及び設備の保全並びに利用する屋内運動施設の施錠及び消灯をすること。

(4) 鍵の保管、利用実績の報告その他の利用施設の管理をすること。

(許可の取消及び利用の中止)

第9条 利用団体が規則に違反し、教育委員会及び学校の指導に従わなかった場合は、利用許可を取り消すことができる。

2 条例第10条に定める事項のほか、学校及び教育委員会等が行事等で利用する場合も利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第10条 教育委員会は条例第11条第1項により、夜間照明施設の利用団体から使用料を徴収するものとする。

2 条例第11条第2項第2号の規定による使用料の還付については、7日前までに申し出があった場合とする。

(利用上の注意)

第11条 利用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 風警報発令時は発令と同時に利用を中止する。

(2) 大雨又は洪水警報等発令時は利用団体の責任者が状況を見て利用又は中止の判断をする。

(3) 飲食及び喫煙は施設内では禁止する。

(4) ペットの連れ込みは禁止する。

(5) 施設内の清掃に努め、利用団体のゴミは持ち帰ることとする。

(6) 同伴の幼児、児童等子どもの安全管理は利用団体の責任によるものとする。

(7) 施設、設備の破損又は滅失は速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(8) 学校敷地内での車の運転は最徐行しなければならない。

(9) 車の駐車は指定された場所とする。

2 上記以外に注意事項が必要なときは、別に定める「開放施設の開放の手引き」に

追加記載するものとする。

(利用の周知)

第12条 教育委員会は、この運営要綱に基づく「開放施設の開放の手引き」を作成し、利用団体に施設開放内容の周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。